

2-5 総合操作盤を設置しなければならない防火対象物

規則第12条第1項第8号ハの規定により、総合操作盤を設けなければならない防火対象物について、津市消防本部告示第2号（令和元年7月1日）で下記のとおり指定している。

規則第12条第1項第8号の規定に基づき、総合操作盤を設置しなければならない防火対象物として指定するものは、同号ハ(イ)から(ハ)までに掲げる防火対象物であって、次の各号のいずれかに該当する防火対象物を除く防火対象物とする。

- 1 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物
- 2 小規模特定用途複合防火対象物（規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。）のうち、令別表第1(1)項から(6)項まで及び(9)項イに掲げる用途に供する部分のみが存する防火対象物

法令で義務

令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で下記規模に該当する場合

法 令	規 模
規則第12条第1項第8号イ(イ)	延べ面積 50,000 m ² 以上の防火対象物
規則第12条第1項第8号イ(ロ)	地階を除く階数が1.5以上で、かつ、延べ面積が 30,000 m ² 以上の防火対象物
規則第12条第1項第8号ロ	延べ面積が 1,000 m ² 以上の地下街

消防長が指定 津市消防本部告示第2号（令和元年7月1日）

（令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物のうち(5)項ロ、小規模特定複合用途防火対象物のうち、令別表第1(1)項から(6)項まで及び(9)項イに掲げる用途に供する部分のみが存する防火対象物を除いた防火対象物で下記規模に該当する場合）

法 令	規 模
規則第12条第1項第8号ハ(イ)	地階を除く階数が1.1以上で、かつ、延べ面積が 10,000 m ² 以上の防火対象物
規則第12条第1項第8号ハ(ロ)	地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が 20,000 m ² 以上の特定防火対象物
規則第12条第1項第8号ハ(ハ)	地階の床面積の合計が 5,000 m ² 以上の防火対象物

総合操作盤を設置しなければならない防火対象物(図解)

総合操作盤の設置要件

